

2020年度 勤労者・県民に関する福祉政策制度要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の支援

(1) 秋田県におけるSDGsの推進

- ① 県におけるSDGsの推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「誰一人取り残さない」という観点から格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。
- ② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、県においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかること。

(2) 秋田県による協同組合支援の強化

持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待が高まっており、政府はもとより県においても、協同組合の支援をより一層強化すること。

県は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化すること。また、広く地域住民へ向けて協同組合の役割等を周知・啓発すること。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

全国各地において大規模な豪雨等による災害が発生している。台風等の被害によって河川が氾濫し、住宅や農地への浸水、道路や橋梁の崩落など大きな被害が出ている。被災された方は避難生活を余儀なくされ、日々復旧・復興に向けた生活再建を強いられている。

(1) 被災者・避難者への生活支援

- ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を強化すること。
- ② 被災者生活再建支援制度の拡充について、とりわけ半壊世帯に対する支援金は、当該家屋を解体しない限り受給対象とならない。よって半壊世帯への支援が可能となる様に、制限の撤廃を国へ要求すること。また、本制度の内容について広く県民へ周知徹底をはかるとともに、本制度を補完する制度の検討を行うこと。（全国知事会からも課題提起、見直し要請がされている）
- ③ 近年、復興住宅での高齢者の孤独死が増えていることや、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との

連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進めること。

(2) 今後の県内における災害対策

県は、各地で頻発する自然災害に備え、防災・減災対策を検証し、不十分な箇所が検出された場合は、その実現に向け最善を尽くすこと。

- ① 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底すること。
- ② 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、改正災害基本法にて義務付けられている避難行動要支援者の名簿作成、さらには、改正法で推奨している個別避難計画づくりを徹底すること。
- ③ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策を徹底すること。
- ④ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めること。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) 経済的理由で夢を断念させない ～ 教育・人材育成での機会均等

全国各地の労働者福祉協議会（地方労福協）が、2019年実施した「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」の結果によると、県内に居住する39歳以下の約47%が何らかの奨学金制度を利用している。その中で、約4割の方が返済条件や滞納リスクをあまり理解せず利用したとの回答があった。また、制度を利用した中で、将来まで返済していくことに対する不安感を持っている人は、7割超であった。

本県の課題である少子化・人口減を少しでも解消する為に、経済的理由で学業を断念する事が無きよう、県として以下の内容について取り組む事を要請する。

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかる。また、奨学金利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。
- ② 県で進められている、若者の県内定着・回帰促進策として掲げられている、「奨学金返還額に対する助成制度」について、申請および認定状況や利用者の実態を検証した上で、課題等を把握し利用促進や人材定着に向けた制度の改善を検討すること。
- ③ 県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を強力に働きかけること。
- ④ 公立大学の授業料等を引き下げのための施策を講じること。また、「大学等における修学の支援に関する法律」施行に伴う新制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、県として必要な措置を講ずること。

(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ① 改正生活困窮者自立支援法（2018年10月1日施行）に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。
- ② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- ③ 2018年7月時点で、県内における就労準備支援事業の自治体実施は36%、家計改善支援事業については64%となっている。改正法で努力義務化されたことに伴い、今後3年間の集中的な取り組み期間において、県内全ての地方自治体において両事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業は未実施、子どもの学習支援事業は実施率29%と低いため、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し全体的な底上げを目指すこと。
- ④ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。

(3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に対する対応

2018年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないように対応する」（2018年1月19日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、県内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。

(4) 生活困窮者に向けたフードバンク活動やこども食堂等に対する支援

当協議会においても生活困窮者への支援策として、フードドライブ活動をスタートさせ、会員の善意によって集められた食品等を、フードバンクを運営する団体経由で支援を必要としている方々へ届けている。

- ① フードバンクを福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけること。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減

など、福祉・環境政策とも連携した施策を県として推進すること。

- ② 県は「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の成立に伴い、同法に盛り込まれた「フードバンク活動への支援」を早急に具体化し、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、運営団体への助成を含めた支援策を拡充すること。
(宮城県等で「フードバンク活動支援事業補助金」の運用が開始されている)
- ③ 地域共生社会の実現に向けて大きな役割をはたすことが期待される「こども食堂」の食事支援活動について、地域住民、福祉関係者および教育関係者等とともに、運営者と認識を共有しながら、県として積極的な連携・支援を行うこと。

(5) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている都道府県と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進すること。また、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し児童虐待を防止すること。
- ② 子どもの虐待については深刻な状況にあることを踏まえ、児童虐待防止法の周知をはかること。特に、要保護児童を発見した場合の通告義務(児童福祉法第 25 条)について、啓発・広報の徹底をはかること。
- ③ 県は「子どもの貧困対策法」改正法案で努力義務化された活動計画の策定を徹底すること。また、今年度内に予定されている「子供の貧困対策大綱」の見直しを待たずに、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めること。
- ④ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえ、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、2020 年 4 月から 2023 年 4 月にかけて順次施行される予定だが、児童虐待件数は年々増加していることから、県は実態把握、体制整備、関係機関との連携など法施行を待たずに実施すること。

(6) 自殺防止対策について

- ① 県内の自殺者数は減少傾向にあるものの、自殺率が全国トップレベルであることを鑑み、改正自殺対策基本法にもとづく施策の着実な実施と自殺対策官民連携協働会議の継続的な開催など必要な施策を引き続き強化すること。
- ② 自殺防止に向けた当面の対応として、昨年回答があった「検索連動型広告」による相談窓口への展開について、その後の相談状況の変化など分かれば情報提供をお願いしたい。

4. 暮らしの総合支援(ライフサポート)事業運営への理解と協力

当協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO 等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、2019 年 12 月で開設から丸 11 年が経過した。相談件数は年度によってばらつきはあるが、年間 200 件前後の受付となっており、現在の累積件数は 3,000 件を超えている。(詳細については「相談 3,000 件の記録」を参照)

相談内容は心の悩み、生活・福祉、法律・税制、労働問題、金融・多重債務、各種トラブルなど複雑多岐に渡っている。少しでも多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、相談者の悩み解決に向けて日々活動している。

(1) 「ライフサポートセンターあきた」への協力要請

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。現在は秋田市を中心拠点として全ての相談を受付けているが、今後は全県各地への拡大対応を推進するために、広告宣伝が必要となる。全県配布の広報への広告掲載など、県から多方面での協力を検討頂きたい。

(2) ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が2005年（平成15年）に心のセーフティーネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲載させて頂き、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、またケースも多くあります。引き続き、各相談機関との情報交換や相互連携の場として、県側の積極的な支援等で協力頂きたい。

5. 消費者政策の充実・強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

県は消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

(2) 地域における消費者教育の推進

県は、「消費者教育の推進に関する基本方針」（2018年3月改訂）を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進めること。

(3) 銀行系カードローンの過剰融資防止

消費者金融での多重債務者は減少傾向にあるものの、改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行系カードローンは、この数年間で貸出残高が2倍近くとなり、年収を上回る過剰融資もみられ、自己破産の原因となっている。一般消費者の多重債務の防止に向けて、県としても啓発活動をはじめ関係機関と連携し必要な対応をはかること。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

県は中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県としての積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努めること。

7. 自転車事故による損害賠償責任保険加入の義務化について

2018年6月に閣議決定された「自転車活用推進計画」の中で、『自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における賠償制度を保障する制度』については、「条例等による損害賠償責任保険等への加入を促進し、新たな保障制度の必要性等について検討する事」となっている。

加入促進の背景には、過去に数千万円に及ぶ損害賠償事例があり、これらを契機として、各自治体において条例による損害賠償責任保険(共済)の加入義務化が進められている。自転車事故発生時には、被害者救済および加害者側が高額賠償責任を負った際に対応が出来るか求められる。

自転車は道交法で「軽車両」に分類される車の一種である事を認識し、安全に配慮するとともに、事故発生時にはケガ人の救助を優先させる意識など啓蒙を行い、条例化した上で事故を減少させることが必要と考える。既に、北海道や仙台市では条例が施行され義務化が進んでいる。このような背景および県民の安心・安全を考慮し、自治体条例による損害賠償責任保険(共済)の加入義務化に向けた検討をすすめることを要請する。

8. チャリティゴルフ大会への協力

当協議会が主催する「東日本大震災復興支援チャリティゴルフ大会」は2019年度で32回目を迎え、130名の参加を得て成功裏に開催された。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催している。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の復興支援活動へ寄付し開催の目的を果たした。

来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や参加等でご協力頂く事をお願いしたい。

9. メーカー協賛金への協力

秋田県内開催のメーカーに対し、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請する。

以 上